民泊ルール化に向けた課題一覧表

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼(9月14日)
①営業者・管理者について			
●営業施設の管理者設置	_	◎新法で対応見込み	_
●感染症の拡大防止措置	_	◎新法で対応見込み	
●管理者の常駐	_	△家主不在型は管理者の登録 義務化	▼「管理者」は、利用者本人であることを <u>面接によ</u>
●宿泊しようとする者との面接	_	△本人確認	<u>り直接</u> 、確認すること 【再要望】
②構造設備の許可基準について	≪簡易宿所営業の基準緩和≫		
●延床面積	【政令】延床面積33㎡以上を、 宿泊者10人未満の場合、一 人当たり3.3㎡以上に基準を 緩和した。	_	_
●玄関帳場等	【国通知】玄関帳場等の設置は 管理上支障ない場合は不要 (ただし条例で必置可)		
●衛生措置	_	◎新法で対応見込み	

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼(9月14日)
③国が示す「一定の要件」について●提供日数		▲年間 180 日以下で制限	▼提供日数については、施設単位で制限すること
●用途地域		▲住居専用地域でも可(ただ し条例で制限も可能)	▼「地域の実情に応じて条例等で実施できないとする地域」は、「住居専用地域」だけでなく、その他の地域も自治体で制限が可能とすること
④近隣住民への説明について●申請前の近隣住民への説明	I	_	▼住宅を提供しようとする者は、事前に近隣住民に対し「標識設置」及び「説明会」を行うこととし、「意見申出」があった場合は対処すること 【再要望】
●管理組合の利用規約や賃貸借契約に違反 していないことの確認	【国通知】賃貸借契約・管理規 約に反していないことの確認 をすること	◎新法で対応見込み	
●利用者及び近隣住民が認識できるよう看 板の掲示	_	◎新法で対応見込み	

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼(9月14日)
⑤処分・罰則について●施設の立入権限、罰則適用等	_	▲「住宅提供者」については 検討事項となっている (「管理者」は新法で対応見込 み)	▼「住宅提供者」、「管理者」及び「仲介事業者」が
⑥仲介業者の規制について●法的手続きと罰則適用	_	◎新法で対応見込み	遵守すべき事項について、不利益処分の規定や罰 則等を設けること
⑦ 行政庁の事務対応について●届出内容の公表			▼行政庁は、登録及び届出された内容について、公表を原則とすること▼法の施行に当っては、十分な準備期間を設けるこ
●十分な施行準備期間●仲介事業者や提供日数に関する広域的対応	_	_	と ▼「仲介事業者」の登録事務や、提供日数を監視することは、自治体での実施が困難であるため、国による広域的体制で対応すること

懸案事項	旅館業法施行令改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	国の最終報告書 (平成 28 年 6 月 20 日)	区から大臣あて要望事項▼ (9月14日)
⑧関係法令の調整について●省庁間協議を行い、建築基準法、消防法等の関係法令の調整を行うこと	_	_	▼建物の安全を確保するため、厚生労働省、国土交 通省及び消防庁等の関係省庁が協議を行い、建築 基準法、消防法等の関係法令の調整を行うこと 【再要望】
⑨旅館業法の見直しについて●法及び政令改正案の提示	_	○旅館業法の見直しを検討 ・ホテル/旅館営業の一本化 ・宿泊拒否規定の見直し ・無許可営業への罰則や報告 徴収・立入権限の見直し	▼旅館業法の現行の規定には、条例に委任している 事項が広範にあるため、政令の改正案に関して も、事前に提示すること